



ホームページ内の、説明内容と合わせてごらんください。



※大切なお子さまを感染症からまもるため、また、周囲への感染を防ぐためにも、予防接種はとても大切でそして確実な手段です。



予防接種とは

お母さんから赤ちゃんにプレゼントした、病気に対する抵抗力(免疫)は、徐々に失われていきます。(百日咳では生後3ヶ月までに) そのため、この時期を過ぎると、赤ちゃん自身で免疫をつくって病気を予防する必要があります。その助けとなるのが予防接種です。感染症の原因となるウイルスや細菌などが作り出す毒素の力を弱めて作っているのが、ワクチンです。ワクチンを接種することで、その病気に対する免疫を獲得することができます。

不活化ワクチンと生ワクチン

☆不活化ワクチン

細菌やウイルスの必要な成分を取り出し、毒性をなくして作ったものです。体内で細菌やウイルスは増殖しないため、数回接種することで免疫ができます。

☆生ワクチン

生きた細菌やウイルスの毒性を弱めたもので、接種することでその病気にかかった場合と同じように免疫ができます。十分な免疫ができるのに約1ヶ月かかります。

定期接種と任意接種

☆定期接種

予防接種法によって対象疾病、対象者及び接種期間などが定められており、対象者が受けるよう努めなければならない予防接種。予防接種による健康被害が発生した時には、法律に基づく救済の対象となります。

☆任意接種

予防接種法に定められていない予防接種や、定期接種の年齢の枠から外れて接種する予防接種です。医師とよく相談し、予防接種の目的や内容をよく理解した上で受けるようにしましょう。

【ワクチンの接種間隔について】

令和2年10月1日から、異なるワクチン同士の接種間隔が緩和されました!

☆不活化ワクチン・経口生ワクチンを接種する場合

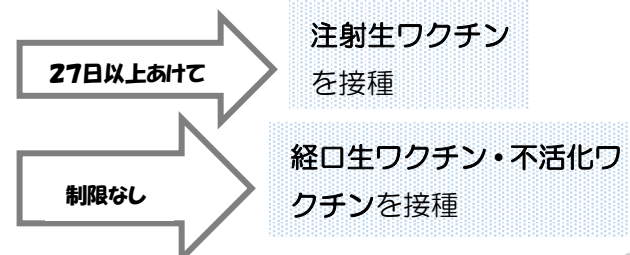
不活化ワクチン
ヒブ(インフルエンザ菌b型)、小児用肺炎球菌、B型肝炎、四種混合、不活化ポリオ、2種混合(DT)、日本脳炎、子宮頸がん、インフルエンザ、高齢者肺炎球菌など
経口生ワクチン
ロタウイルスワクチン



※同じワクチンを複数回接種する場合は、そのワクチンの接種間隔の規定に従う。

☆注射生ワクチンを接種する場合

注射生ワクチン
BCG、MR(麻しん・風しん)、水痘(水ぼうそう)、おたふくかぜなど



接種間隔の例

1日月曜日に「注射生ワクチン」を接種した場合
→4週後の月曜日から注射生ワクチンを接種可能

	1日(月)	2日	3日	4日	5日	6日	7日
8日(月)							
15日(月)							
22日(月)							
29日(月)							

予防接種の受け方

ポイント①

☆接種スケジュールを立てましょう！ ⇒定期の予防接種の対象者と接種方法

それぞれの予防接種の標準的な接種年齢や間隔、ワクチン同士の接種間隔を確認しましょう。B型肝炎ウイルスワクチンやBCGなど、定期接種として（無料で）接種ができる期間が短いワクチンもありますので、生後2ヶ月を過ぎたらできるだけ早めに開始するようにしましょう！

ポイント②

☆医療機関を決め、連絡を取ってみましょう！ ⇒定期予防接種実施医療機関

予防接種は予約が必要な場合が多く、医療機関によっては、曜日や時間が指定されている場合があります。予約しなくても受けられる医療機関もありますが、まずはお電話で問い合わせましょう。

予防接種を受ける前に



☆お子様の体調を確認しましょう！

機嫌はいいですか？お熱ははかりましたか？普段と違うところはないですか？

☆受ける予防接種について、必要性や効果および副反応など理解していますか？

☆忘れ物はないですか？

（母子健康手帳、子ども医療証、健康保険証）

普段からお子さんの体温を測定し、平熱を把握しておくようにしておきましょう。37.5度以上ある場合は、接種することができません。

予防接種は、免疫効果が獲得されやすく、かつ副反応の恐れが少ない、体調のいいときに受けるのが原則です。

予防接種後の注意

☆接種後30分は、お子様の様子に注意し、医師とすぐ連絡を取れるようにしておきましょう！

アナフィラキシーショックという急な副反応が、この間に起こることがあります。

☆接種後、不活化ワクチンでは1週間、生ワクチンでは4週間は副反応の出現に注意しましょう。

☆接種当日は激しい運動は避けましょう。

☆入浴は差し支えありませんが、接種部位を強くこすったりしないようにしましょう。

☆接種部位の異常な腫れや、高熱が続くときなどおかしいと思うときは受診しましょう。



万が一、当日の体調不良などによって受けられなくてもあわてる必要はありません。わからないことや不安なことがありましたら、かかりつけ医や地域保健課へお問い合わせください。



予防接種を機に、急な熱など病気の時に診ていただく「かかりつけ医」も考えておきましょう。

こんな時は地域保健課へ相談を！

- ❖他市の医療機関で予防接種を受けたい。
（四條畷市、門真市、寝屋川市、守口市で接種される場合は必要な申請は特にありません。ただし、各市と契約している医療機関に限ります。）
- ❖長期にわたり療養を必要とする疾病にかかり、予防接種が受けられない又は受けられなかった。
- ❖どの予防接種をどんなふうに受けたいのかかわからない。
- ❖母子健康手帳をなくしてしまい、予防接種の履歴がわからない。

など、些細なことでも疑問がある場合はいつでもご相談ください(^_^)

